

12月1日～15日は 「交通事故防止県民運動期間」

「自分から つけるライトで 消える事故」

▶運動の重点

○子どもと高齢者の交通事故防止（特に横断歩行者の保護）

○夕暮れ時と夜間の交通事故防止

○飲酒運転の根絶

年末は、例年夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発する傾向にあるほか、忘年会など飲酒する機会が増えることから、飲酒運転を原因とする交通事故の発生が懸念されます。

一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナーの向上を心掛けるようお願いします。運動期間中に限らず、安全運転を心がけるようお願いします。

☎ 伊奈庁舎防災課（内線 2504）

e - Tax で 確定申告をする方へ

マイナンバーカードに格納されている電子証明書の有効期限は、最長で発行から5年です。※カード表面の有効期限とは異なります。

有効期限を過ぎていると、e - Tax での申告書の作成はできませんので、事前に電子証明書を更新してください。

また、マイナンバーカードを利用して申告する場合は、暗証番号2種類（①利用者証明用電子証明書（数字4桁） ②署名用電子証明書（英数字6～16文字））が必要です。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



☎ 確定申告について：土浦税務署 個人課税第一部門 ☎ 029 - 822 - 1100（代表）

○マイナンバーカードについて：伊奈庁舎市民窓口課（内線 3403）

盛土規正法に基づく 崖地調査にご協力ください

盛土や切土により生じた崖地などを対象に、県が委託した調査員が、法令に基づき調査を行います。調査にあたり民地に立ち入らせていただくことがありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、調査員は身分証明書を携帯し、地権者などの許可を得たうえで調査します。

▶調査期間：12月～令和8年3月

▶調査箇所：市内の崖地など

▶調査会社：（株）パスコ

☎ 茨城県 県民生活環境部 廃棄物対策課 不法投棄対策室 ☎ 029 - 301 - 3033

野焼きは 禁止されています！

ごみの野焼き（屋外焼却）は、一部の例外を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。ごみを燃やすと、煙や悪臭による住民トラブルや生活環境の悪化を招くだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させる恐れがあります。家庭などから発生したごみは燃やさないで、指定された日に正しく分別してごみ集積所へ出してください。

■野焼きとは

○ドラム缶などを使用しての焼却

○地面に穴を掘っての焼却

○ブロックを囲んだりしての焼却 など違反者は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの両方が科せられる場合があります。

■例外的なもの（一例）

○農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（焼き畑、^{あぜ}畔の草の焼却など）

○風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんと焼き（正月の「しめ縄、門松など」を焚く行事）、塔婆の供養焼却など）

○たき火、その他日常生活を営むうえで通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（落ち葉たきなど）

法律上例外として扱われるとしても、少量の焼却を心がけ、煙や臭い、風向きなど近隣の迷惑にならないようご注意ください。また、近隣に住宅がある場合、焼却前に一声かける思いやりも必要です。周辺から苦情が寄せられた場合は、中止や焼却方法について指導の対象となる場合があります。野焼きに関する苦情や発見時の通報については、下記問い合わせ先までご連絡ください。

☎ 〇常総警察署 ☎ 0297 - 22 - 0110

〇つくばみらい消防署

☎ 0297 - 58 - 0111

〇茨城県県南県民センター環境・保安課

☎ 029 - 822 - 8364

〇谷和原庁舎生活環境課

☎ 0297 - 58 - 2111

〇不法投棄 110 番

☎ 0120 - 53 - 6380

もったいない！ 減らそう！食品ロス

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。



日本で発生する食品ロスの量は、令和4年度の国の推計によると年間472万トンとなっており、日本の人口1人当たり毎日おにぎりを約1個（103g）に近い量捨てている計算になります。家庭での上手な食品の使いきりや、外食した時に食べ残さないようにして、もったいない食品ロスを減らしましょう。

詳しくは市ホームページをご覧ください。



☎ 谷和原庁舎生活環境課（内線 3306）